中小	<b>、企業信用</b>	保険法第	第2条第	第 5 項第 1	号の規定	による認定	三申請書			
								年	月	日
鉾田市長 殿										
				t						
				申請者						
				住 所						
				氏 名					É	
				<u>· · · · · · · · · · · · · · · · · · · </u>						
私は <u></u> が、	年	月	日_		(注1)	の申立て	を行った	ことに	より、	下記の
り同事業者に対する売掛	全の回収・	が困難レ	2. 2.	2 2 47	当のサウル	古陪ぶ出	じており	ますの	で、中	小企業
> 1 1 1. > C D (->,1 ) @ > C D		ルー四天性 こ	なった	こため、経	呂の女化に	・文陸が主	J 1.1.	<b>o</b>	- \	√1. TT ×
保険法第2条第5項第1								<b>G</b> ) -	-, ,	71.正术
								ω,,,	-	7.正木
								<b>X</b> / 2		71.11.7
				ぎれるよう						<b>7.正</b> 不
	号の規定			ぎれるよう						<b>有证</b> 未
保険法第2条第5項第1	号の規定			ぎれるよう		ます。				<b>7.正</b> 不
保険法第2条第5項第1 に対する	号の規定			ぎれるよう		ます。 <u>円</u>				<b>7.正</b> 米
保険法第2条第5項第1 に対する うち回収困難な額	号の規定	に基づき		ぎれるよう		ます。 <u>円</u> 円				<b>7.正</b> 来
保険法第2条第5項第1	号の規定 売掛金	に基づき	認定さ	ぎれるよう	お願いしる	ます。 <u>円</u> 円				こ対する
保険法第2条第5項第1	号の規定 売掛金 取引依存	に基づき 度	認定さ	ぎれるよう 記 	お願いしる %(A <i>/</i>	きす。 <u>円</u> 円				
保険法第2条第5項第1 に対する うち回収困難な額 に対する A 年 引額等	号の規定 売掛金 取引依存 月	に基づき 度	認定さ	ぎれるよう 記 	お願いしる %(A <i>/</i>	ます。 <u>円</u> 円 /B) 日まで 円				
保険法第2条第5項第1 に対する うち回収困難な額 に対する A 年 引額等	号の規定 売掛金 取引依存 月	に基づき 度	認定さ	ぎれるよう 記 	お願いしる %(A <i>/</i>	ます。 <u>円</u> 円 /B) 日まで				
保険法第2条第5項第1 に対する うち回収困難な額 に対する A 年 引額等 B 上記期間中の全取	号の規定 売掛金 取引依存 月 収引額等	に基づき	認定な	ぎれるよう 記 ———年 ———	お願いしる %(A ⁄ 月	ます。 <u>円</u> 円 /B) 日まで 円円	÷ળ			
保険法第2条第5項第1	号の規定 売掛金 取引依存 月 切額等 は「破産」	に基づき 度 日から	認定され	ぎれるよう 記 ———年 ———	お願いしる %(A <i>/</i>	ます。 <u>円</u> 円 /B) 日まで 円円	÷ળ			
保険法第2条第5項第1   に対する   うち回収困難な額   に対する   A 年   に対する   A 年   に対する   A 年	号の規定 売掛金 取引依存 月 切額等 は「破産」	に基づき 度 日から	認定され	ぎれるよう 記 ———年 ———	お願いしる %(A ⁄ 月	ます。 <u>円</u> 円 /B) 日まで 円円	÷ળ			

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

## 鉾商第 号

令和 年 月 日 申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の申込期間: 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

茨城県鉾田市鉾田 1444-1

鉾田市長 岸田 一夫